

一般競争入札（総合評価方式）
第三者行為求償事務システム開発説明書

令和3年4月16日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

本書は鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という）が「第三者行為求償事務システム開発」（以下「本業務」という）の調達を行う上で交付するものである。

1. 受注業者選定に付する事項

1. 1 受注者選定内容

(1) 発注業務名

第三者行為求償事務システム開発

(2) 納入期限

令和4年3月25日（金）

受注者は本調達に係るシステムの構築・インストール及び環境設定・動作検証・教育・研修等を納入期限までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。

(3) 選定方法

一般競争入札（総合評価方式）により選定する。

参加業者は2. 2の書類を提出すること。

(4) 上限価格（消費税及び地方消費税除く）

5,125,000円

1. 2 発注業務の考え方

本業務は、「第三者行為求償事務システム開発」として発注するものである（詳細は提案依頼書参照のこと）。

また、本会職員及び関係機関との協力、調整を図り、本稼働を安定確実なものとする。

1. 3 入札参加資格

- (1) 本会及び他県国保連合会において第三者行為求償事務システムの導入実績があること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び手形または小切手の不渡りといった経営不振の状態でないこと。
- (3) 最近一年間の法人税、消費税及び法人事業税を滞納している企業でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。

2. 一般競争入札（総合評価方式）による選定に係る手続き等に関する事項

2. 1 交付書類

参加業者には、以下の書類を交付する。

- (1) 一般競争入札（総合評価方式）による第三者行為求償事務システム開発説明書
- (2) 第三者行為求償事務システム開発企画提案依頼書
- (3) 機能要件仕様書兼回答書
- (4) 入札参加申込書

- (5) 質疑書
- (6) 入札書
- (7) 入札明細書
- (8) 業務再委託（再委任）に係る承認申請書
- (9) 委任状
- (10) サーバ及び端末仕様（別紙1）
- (11) 帳票一覧（別紙2）
- (12) 第三者行為求償事務共同処理の流れ（別紙3）

2. 2 提出書類等について

(1) 提出書類及びスケジュール

参加業者は、以下の表の①～⑧の書類について提出すること。

また、提出書類の様式は、交付する指定様式とし、「③企画提案書」については任意とするが、原則日本工業規格A列4番50ページ以内とする。

日にち	内容	提出部数	提出方法等
令和3年4月21日(水) 17時必着	①質疑書 締切	-	メール
令和3年4月27日(火)	質疑書回答	-	ホームページ
令和3年4月30日(金) 17時必着	②入札参加申込書	1部	持参または郵送
令和3年5月17日(月) 17時必着	以下③～⑦提出 ③企画提案書 ④機能要件仕様書兼回答書 ⑤入札書 ⑥入札明細書 ⑦業務再委託（再委任）に係る承認申請書提出	③・④ …各8部 ⑤・⑥・⑦ …各1部	持参または郵送
令和3年5月20日(木)	企画提案会（※） ⑧委任状 提出（代理人が提案会に参加する場合）	1部	持参
令和3年5月21日(金)	受注候補者選定	-	電話
令和3年5月21日(金)	受注者決定（予定）	-	電話

※提案発表時間は後日連絡する。

(2) 提出先

鹿児島県国民健康保険団体連合会

保険者支援課 永吉 功明

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町6番6号（鴨池南国ビル内5階）

2. 3 提出書類に関する留意事項

- (1) 提出する入札書、入札明細書は、ひとつの封筒に封緘し提出すること。提出する封筒には、会社名及び本業務名を記入すること。
- (2) 入札書には、提案依頼書に示す調達範囲に要する一切の諸費用を含めた合計金額を記入すること。
- (3) 入札金額で小数点以下が発生する場合は切り捨てることとする（入札額には消費税及び地方消費税を含めないこと）。
- (4) 参加業者は、提出した書類の書換え、引換、撤回をすることができない。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 企画提案書は企画提案依頼書に基づいて作成すること。
また、機能要件仕様書兼回答書に示す事項以外に追加提案事項等がある場合は、追加提案であることが分かるように「追加提案」と記載し企画提案書に含めること。
なお、追加提案に係る費用については、入札書に含めず参考価格として企画提案書内に記入すること。
- (7) 提出された企画提案書は、本業務の概要設計書のもととして取扱うものとする。
- (8) 提出する企画提案書の表紙に代表印を押印すること。

2. 4 一般競争入札総合評価方式による選定の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本書1.3に示す参加業者としての要件を欠く者が企画提案及び入札を行った場合。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限等に適合しない場合。
- (3) 虚偽の記載がある場合。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札を行った場合。
- (5) その他、失格が妥当であると判断された場合。

2. 5 提出書類に関する問い合わせ

- (1) 期間 令和3年4月21日（水）17時必着
- (2) 方法 本業務について質問がある場合は、下記の手順に従いメールで送付すること。
 - (ア) 送信先担当者にメールにて送付すること。
 - (イ) 件名に「【第三者行為求償事務システム開発提案質問】_社名」と必ず記載すること。
 - (ウ) 質疑内容は質疑書にて質問すること。
(様式は配布したExcelファイルを添付すること)
 - (エ) 本文には、会社名、担当部署、担当者及び連絡先を明記すること。
 - (オ) 送信先及び連絡先
鹿児島県国民健康保険団体連合会

保険者支援課 永吉 功明

メールアドレス：k-jigyo308@kagoshima.kokuhoren.jp

(カ) 回答 令和3年4月27日(火)までに本会ホームページにて随時掲載する。

なお、当該回答は入札説明書及び提案依頼書に対して追加または修正したものとみなす。

3. 企画提案会実施にあたっての留意事項

3. 1 参加人数

企画提案会への参加人数は3人までとする。

3. 2 身分証明

企画提案会の参加者は、全員身分証明書(社員証等)を携行すること。

3. 3 使用機器等

企画提案会でのプロジェクターの使用を認める。プロジェクター及びスクリーンについては本会にて準備するが、パソコン等については参加業者で準備すること。

3. 4 説明時間

企画提案会での説明時間は1社あたり25分間とし、終了後、15分間の質疑応答時間を設ける。

3. 5 到着時間

参加業者は、説明開始時刻10分前までに本会に到着していること。

※本会3階総務課にて受付後本会職員が待機場所を指示する。

3. 6 複数提案の禁止

参加業者の提案は1案とする。

3. 7 費用の負担

本企画提案及び入札に係る一切の費用は、参加業者の負担とする。

3. 8 知的財産権の取扱い

参加業者が提出した提出書類及び提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は参加業者が負うものとする。

3. 9 交付書類及び提示書類の取扱い

本業務で交付する書類及び電子媒体、提示した書類及び電子媒体は、本業務の入札に関わる検討以外の目的で使用することはできないものとする。

3. 10 使用言語及び使用通貨等

本業務の提案書、入札書、契約及び発注業務に伴い作成する書類等に用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本円によるものとする。

3. 11 禁止事項

本業務に関して、個別に本会職員に働きかけを行った場合、参加業者はその時点で失格とする。

4. 業者の提案及び審査、選定に関する事項

4. 1 企画提案

企画提案依頼書の8. 企画提案依頼事項に基づいて企画提案を行うこと。

なお、機能要件仕様書兼回答書において「△：カスタマイズ（機能等の改修及び追加）によって対応する。」と回答した項目についてももれなく説明すること。

4. 2 審査

本会において企画提案会における提案、企画提案書及び入札書を基に内容の審査を行い、公平かつ客観的に評価するために、技術点及び価格点の合計点で評価し受注候補者の選定を行う。

4. 3 受注者の決定及び公表

- (1) 最高評価点獲得業者を受注候補者とし、受注候補者と本会にて協議を行い合意が得られた時点で受注者を決定する。
- (2) 審査の結果は、本会が受注者を決定した後にメールにて通知文書を送信する。それまでは審査に関する問い合わせには一切回答しない。

5 その他

5. 1 個人情報保護について

一般競争入札（総合評価方式）による選定に際し参加業者から得た個人情報は、個人情報保護法に従い審査に必要な範囲内で取扱い、それ以外の目的では使用しないものである。

5. 2 プロジェクト管理

本会は、本業務を円滑かつ安定的に行う必要があることから、履行期間中に作業構成員の変更は原則認めないものとする。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適切な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき